

# 『扶桑略記』撰者の性格について

—引用仏教書の側面から—

田 中 德 定

はじめに

『扶桑略記』（以下『略記』）の撰者については、『本朝書籍目録』（建治三年～一二七七年以降永仁二年～一二九四年以前成か）に「扶桑略記三十卷阿闍梨皇円抄」とあることから、従来比叡山の阿闍梨皇円によって撰されたとされている。しかし、皇円撰ということに全く問題がないわけではない。既に平田俊春氏が指摘しているように、皇円撰とすると、『略記』は皇円(1)が二十歳そことこの時の撰述ということになり、あれだけ多くの資料を駆使しながら史書を編むということが、はたして二十歳前後の僧に可能であったのだろうかといふ疑問が生じることになるのである。

このような皇円の年齢的問題に加えて、近年では、堀越光信氏によつて、皇円は『略記』後篇の根幹資料となつてゐる『外記日記』全巻の入手が困難であったと考えられることを主要根拠として、皇円撰述を否定する論が出されている。<sup>(2)</sup> 堀越氏は更に、『略記』の撰者として、最もその条件を満たしている人物は大江匡房であるとして、『略記』は、藤原師通が主宰者となり、大江匡房を監修者として、惟宗孝言等複数の撰者によつて編纂されたものであるとする論へと発展させてい(3)る。しかし、『略記』は史書であるとともに、一貫して釈迦入滅後の“時間”が意識された、仏教的色彩が極めて色濃く表れてゐる書であるといふこともまた否定できない事実であろう。そこで本稿においては、皇円撰について改めて考えたうえで、はたして大江匡房が撰者として妥当と認め得るかどうかを検証し、更に、『略記』における仏教的側面（特に引用仏教書の性格）を考えることから、撰者像に迫る手掛りが得られないものかどうかを考えてみようと思う。

## 一、皇円撰への問題点

このような皇円の年齢的問題に加えて、近年では、堀越光信氏によつて、皇円は『略記』後篇の根幹資料となつてゐる『外記日記』全巻の入手が困難であったと考えられることを主要根拠として、皇円撰述を否定する論が出されている。<sup>(2)</sup> 堀越氏は更に、『略記』の撰

最初に、平田氏・堀越氏の挙げられる『略記』皇円撰に対する問題点を整理しておこう。<sup>(4)</sup>

## (一) 皇円の年齢の問題

平田氏は、『尊卑分脈』によつて皇円の年齢推定を行つてゐる。それによると、皇円の伯父藤原兼基が永久四年（一一六〇）十月十日、五十三歳で卒していることから、もし皇円の父重兼が兼基より三歳年下の弟であったとした場合、『略記』成立の下限と目される堀河天皇の末年である嘉祥元年（一一〇六）なお堀河天皇は嘉祥二年七月十九日崩（死）には四十歳、仮に皇円が重兼二十歳の時の子とすると嘉祥元年には皇円は二十歳そこそこということになつてしまふのである。（『略記』の記事は、堀河天皇寛治八年（一一〇九四）三月二日で終わっていることから、『略記』の成立は最終記事からあまり隔たらない頃、おそらく堀河天皇の在世中ではないかと推測されている）。平田氏は、『尊卑分脈』が「兼基と重兼の兄弟の順を誤つていたとすれば解決される問題であるが、これについては今後の検討を必要とするだろう。」とされ、このことについて堀越氏は、たとえそうであつたとしても二十代後半や三十歳ならば可能であるとして解決される問題なのだろうか、と疑問を投げかけている。

## (二) 皇円の伝記的史料の問題

皇円が法然の師であつたことは、法然没後数々編まれた法然の伝記の中に記されている。（例えば、建保四年（一二一六）以降嘉禄三年（一二二七）以前に成った『源空聖人私日記』には、「聖人云、我師肥後阿闍梨云人智惠深遠也。」とある）。しかし、それらの伝記の中に、皇円が『略記』の撰述を行つたという記述はなく、なおかつ、『法然上人縁伝（四十八卷伝）』（応長元年（一一三一）頃成）卷三十に、「上人の師範、功德院の肥後阿闍梨皇円は、叡山杉生法

橋皇覺の弟子にて、顯密の碩才なりき。」と記されているにもかかわらず、杉生流の相伝図の中に皇覺の弟子として皇円の名を見出すことができない。

## (三) 『略記』後篇の根幹材料となつてゐる『外記日記』入手の問題

『江談抄』第二「外記日記図書寮紙工漸々盜取間師任自然書取事」によれば、『江談抄』成立頃（長治（一一〇四）～（一一〇七））『外記日記』全巻を有していたのは、惟宗孝言と中原師遠の僅か二名だけであった。このような状況の中で、皇円が『外記日記』全巻を閲し得、なおかつ自由に扱い得ることが可能であった（<sup>5</sup>）。ただし、平田氏は、『貫首秘抄』（藤原俊憲著、保元三年（一一五六）～（一一五九）成）に、藏人必携の書として「仁和以後外記日記」が挙げられていることから、『外記日記』の抄出本が世に行われていたことが考えられ、『略記』撰者もこのような抄出本を材料としたのであろうとしている）

## (四) 『略記』は杜撰性と綿密性という相反する二面性を有するといふ問題

『略記』は、特に『書紀』からの引用記事に年月の誤りが多く見られる一方で、割注において年月等を詳しく考証する記事も少なくない、というように、『略記』には本文引用の杜撰性と注における考証の綿密性という相反する性格が認められる。この点について、平田氏は、綿密な考証が行われているのは寺院や仏教関係の記事であることから、『書紀』の記事と仏教関係の記事への撰者の関心の持ち方の度合いの相違によるものと捉えており、それに対しても堀越氏は、複数撰者説に立ち、本文撰述者と注を施した人物は異なると

して、注は本文とは別に監修者的立場にあった大江匡房によつて付されたと考えている。

このように、『略記』皇円撰述説には、いくつかの問題点が存しております。皇円が『略記』を撰述したとする確実な史料がない以上、『略記』の撰者については、皇円が撰者であった可能性が高いとは考えられるものの、その確定することは留保せざるを得ないようと思われる。

## 二、大江匡房撰者説について

それでは大江匡房を撰者として認め得るであろうか。次にこの点について考えてみよう。堀越氏のいう大江匡房撰者説<sup>(6)</sup>は、『略記』の内容から必然的に導き出されてきたものではなく、『略記』の撰者は大江匡房であったのではないかという仮定がまず始めにあって、大江匡房が撰者であった場合に不都合とはならない状況証拠が列挙されていく、という方法によつて述べられたものである。そのため、確実な証拠を挙げての論というわけではなく、もう一つ説得力に乏しいように思われるのである。更に、大江匡房が撰者であつたとした場合、実は次のような問題点が存在しているのである。

〔一〕大江匡房と『略記』との関わりを示す記録が存在しない問題  
大江匡房が『略記』編纂において監修者的立場であったとしたならば、何故大江匡房と『略記』との関わりを示す記録が片端だに残らなかつたのであらうか。大江匡房は院政期を代表する鴻儒であるだけに、皇円に関する伝記に『略記』との関わりを思わせる記事が

見出せないこと以上に、このことのほうがもつと不審に思われるのである。

### (二)『略記』引用漢詩文と『本朝文粹』との齟齬の問題

『略記』には、多くの漢詩文が引用され、『本朝文粹』所載の漢詩文と十六条の共通詩文を有することが、平田氏によつて指摘されている<sup>(7)</sup>。

ところが、平田氏が併せて指摘されているように、『略記』延喜五年七月二十一条に引用される宇多法皇の「法皇辭<sub>ニ</sub>封戸<sub>ニ</sub>詞」

は、『本朝文粹』卷七へ書状<sub>バ</sub>の「法皇請<sub>ニ</sub>停<sub>ニ</sub>封戸<sub>ニ</sub>書」と同一のものであるにもかかわらず、その作者名が、『本朝文粹』では「紀納言」(紀長谷雄)となつてゐるのに対し、『略記』では「不知<sub>ニ</sub>作者」と注してゐるのである。また、『略記』延喜四年七月四日条に、宇多法皇が故左大臣源融のために、七箇寺において誦経を修せしめた時の諷誦文が引用されているが、これは『本朝文粹』卷十四へ諷誦文<sub>バ</sub>所載の「宇多院為<sub>ニ</sub>河原左相府<sub>ニ</sub>没後修諷誦文」と同一のものであるにもかかわらず、やはり作者名が異なつており、『本朝文粹』では「紀在昌」とあるのに対し、『略記』では「三善文江之作」と注しているのである。

もし大江匡房が『略記』撰者であったならば、延喜五年七月二十日の「法皇辭<sub>ニ</sub>封戸<sub>ニ</sub>詞」の作者名について、何故「不知<sub>ニ</sub>作者」としたのであらうか。『本朝文粹』を参考していれば、少なくとも紀長谷雄の名が入つたはずではなかつたか。更に、たとえ『本朝文粹』以外の文集に拠つていたとしても、何故『本朝文粹』との異同を注において考証しなかつたのであらうか。(仏教関係の記事の中

には、種々の文献を引用しながら綿密な考証を行つた注が付されてゐる例がいくつも存在する)。これら二つの詩文において両書の作者名が相違していることと、『略記』がそのことについて全く触れていないということは、『略記』撰者がおそらく『本朝文粹』そのものを見ていなかつた可能性の高いことを示すものである。大江匡房が監修者の立場として『略記』編纂に参画していた場合、はたしてこのようなことがあり得るであろうか。甚だ疑問に思われる所以ある。

なお、平田氏は、この二つの記事において『略記』と『本朝文粹』の作者名が異なつてゐる点について、『略記』には『本朝文粹』に見えない詩文が九条引用されていることから、「恐らく『本朝文粹』に類似のこのような文集があり、『略記』の編者はこれを基にしたのではあるまいか。当時、『本朝文粹』は行われていたが、『略記』所引の記事においては、これを直接材料としたということはできないであろう。」と述べておられる。<sup>(8)</sup> おそらく正鵠を射た見解であろう。

ところで、この二つの詩文において両書はそれぞれどのような典拠に拠つていたのかということであるが、大曾根章介氏によれば、『本朝文粹』はおそらく紀家の家集に拠つており、『略記』は公の記録に記されていてあらう詩文に拠つているのではないかということがある。

宇多法皇の「辞封戸」の作者は本当は紀長谷雄であり、紀家の家集には紀長谷雄の作として残つたが、この詞が実際に公表された段階においては、あくまで宇多法皇の詞として公表されたため、

公の記録には作者名は残らなかつたのであろうということであり、また、源融への七箇寺法要の讃誦文の場合は、『本朝文粹』に記されるように、本当の作者は紀在昌であつた。しかし、『本朝文粹』が「紀在昌秀才時」と注しているように、紀在昌はこの時文章得業生であったため、実際の法要の場においては、当時の文章博士三善文江(『二中歴』によると三善文江は延喜四年文章博士)の名で公表されたと考えられるとのことである。

### 〔三〕『略記』にあらわれる末法意識と大江匡房の末法意識との相違の問題

『略記』永保元年四月二十八日条に叢山大衆による三井寺焼き打ち事件が記されている。この記事を記す中で、『略記』は、三井寺側が蒙つた被害がいかに甚しいものであつたのかを、検分のため派遣された勅使の「官使実録記」によって記した後、「広考三天竺震旦本朝仏法興廢。未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>此破滅。今記<sub>ニ</sub>此災。落涙添<sub>レ</sub>点」と述べて、仏法を守り伝えていくはずの仏教者が寺院の堂塔を破壊するという、天竺より仏法伝来以来未曾有の仏法破滅的出来事を悲嘆するのである。ここには、末法の到来を觀念的に捉えるという体のものではない、まさに眼前した末法の世そのものを全身で受けとめざるを得ない深い悲しみが表出されているのである。

一方、大江匡房の末法意識はどうであったのだろうか。

一方、大江匡房没して後、数十年を経た仁平三年四月十五日、京に起きた大規模な火災によつて、江家文庫に藏されていた万巻の書籍は悉く灰燼に帰してしまつたが、この出来事を記した藤原頼長は、その中で次のような藤原忠通の言葉を記している。

禪閣仰曰、昔匡房卿、住二条高倉宅、建倉、其内安置書籍、余問曰、不怖火災乎、匡房答曰、日域不亡、此書不亡、若過二日域可亡之運、此書自亡、何怖火災乎、今聞此國亡在近歟、可怖々々、

(『宇槐記抄』△『増補史料大成』25▽)

二条高倉の邸宅内に倉を建て、その中に書籍を収めた大江匡房は、火災を怖れないのかと聞いた藤原忠通の問いに対し、「日域不亡、此書不亡」、若過二日域可亡之運、此書自亡、何怖火災乎」と言い放っていたのである。忠通は、匡房の言葉を思い出し、今回の火事によつて江家文庫が焼失したことは日本滅亡の予兆ではないかと脅えるのであるが、匡房は、少なくとも自分の生存中に日本が滅びることはないし、江家文庫の書籍が焼失することもないと信じていたらしい。このような思いが、あのような言葉を言わしめることになったと思われるのであるが、これは、末法の世を痛切に感じていた人の物言いではないであろう。匡房の中に末法意識があつたとしても、それは自らの生活と直接的に関わる切実なものとして意識されていたものではなく、多分に観念的なものであつたようと思われる所以である。

また、『古今著聞集』卷三「政道忠臣」第三には「大江匡房道非道の物を各一艘の船に積む事」と題する、次のような説話が載せられている。

匡房中納言は、太宰權帥になりて任におもむかれたりけるに、道理にてとりたる物をば、舟一艘につみ、非道にてとりたる物をば、又一艘につみてのばられけるに、道理の舟は入海してけ

り。非道の舟たひらかにつきてければ、江帥いはれけるは、「世ははやくすゑになりになり。人いたく正直なるまじき也」とぞ待ける。それをさとらむが為に、かくつみてのぼせられけるにや。昔なか比だにかやうに侍けり。末代よくく用心あるべきことなり。

この説話にあらわれた大江匡房の言葉からは、末法の世を嘆くしかないという消極的な姿勢よりも、むしろ、末法の世を自覚しつつもその中でたくましく生きていこうとする責極的な姿勢をうかがうことができよう。「人いたく正直なるまじき也」と昂然と言い放つ姿勢は、前出の『宇槐記抄』に記される匡房の姿勢と明らかに響き合うものである。

このように、大江匡房の言った、「日域不亡、此書不亡」や「人いたく正直なるまじき也」という言葉と、『略記』に記された「今記此災。落涙添点」とは、その意識の持ち方という点で、あまりにも距離が遠いといわざるを得ないであろう。

### 三、引用仏教書よりみた撰者の性格

今までみてきたように、皇円あるいは大江匡房が撰者であったとした場合、それぞれにおいて問題点が存在していた。それでは、『略記』内部の中から、撰者像に迫っていく手掛りを得ることはできないものなのであろうか。このような観点から『略記』をみていくと、夥しい引用書の中に、特異な性格を持つ仏教書が引用されていることに気が付く。そこで、そのような引用仏教書から『略記』

撰者の性格を探ることができないかどうか検討してみようと思う。

『略記』靈龜三年（十一月十七日養老と改元）条をみると、その年の記事の最後に「或記云。大唐善無畏三藏。養老元年入朝。」と記され、次のような長文の注が付されている。

私云。無畏三藏來ニ本朝ニ事。不見處々之文。因茲。世人多不知也。但勘下文。延暦廿四年八月廿七日内侍宜称。昔天竺上人。自雖降臨。不勤訪受。徒遷谿舟。遂令真言妙法絕而無傳。若是指於無畏三藏來朝之時歟。彼人既是西天之國王。真言之祖師也。頗似相譜。血脉云。善無畏三藏。是中天竺摩竭陀國々王。早捨皇位。出家入道。胎藏相承云。無畏三藏。大唐開元七年。從西國來。至震旦國。慈氏儀軌云。善無畏三藏。年十三歲。為烏駄釈國王。年十八捨位。讓位於兄。度那蘭陀寺。出家學道。伝教大師伝曰。順曉闍梨付法書云。大唐國開元朝。大三藏婆羅門國王子。法号善無畏。從仏國大那蘭陀寺。伝大法輪。至大唐國。私云。此文謂王子。上二文云。國王。并名相違。為之如何。

この中においては、善無畏入朝の有無と善無畏の伝記について詳しい考証が行われており、特に善無畏の伝記については、いくつかの文献を挙げ、その異同を示しながら疑問点が述べられている。以下、ここに挙げられている文献についてその性格を考えてみたい。

(イ) 「下文」

『略記』延暦二十四年八月二十七日条の記事。（「同廿七日。内侍宣。」として同文記事有り。ちなみに『略記』のこの部分を含む前後は『伝教大師伝』から引用されている）

#### (ロ) 「血脉」

平田氏はこの「血脉」について、「血脉」の我国における作として伝教大師の撰になる『内証仏法相承血脉譜』が現存し、また中国より渡来のものとして、『智証大師将来目録』に「重集大乘血脉図一卷宜陽」とあるが、これらとの関係は明らかでない。『東域伝灯目録』にも「血脉一卷」とある。」としておられる。最澄の『内証仏法相承血脉譜』等いくつかの血脉にあたってみたが、『略記』と同文を有する血脉を見出すことはできず、今のところ未詳とせざるを得ない。

#### (ハ) 「胎藏相承」

この書は、平田氏が「伝法の系譜であろうが、詳細は明らかでない。」とされたものである。ところが、実はこれは『略叙伝大毘盧舍那成仏神変加持經大教相承伝法次第記』（一巻、唐、海雲著、唐大和八年八三四〇成）のことなのである。

「大毘盧舍那成仏神変加持經」とは、胎藏界の根本經典である大日經のことであり、『胎藏相承』とは、胎藏界の「相承伝法次第記」の略称にほかならなかつたのである。次に、『略叙伝大毘盧舍那成仏神変加持經大教相承伝法次第記』の該当箇所を示しておこう。

三藏善無畏云。此法從毘盧遮那佛。付囑金剛手菩薩金剛手菩薩の経數百年伝付中印度那爛陀寺達磨掬多阿闍梨。達磨掬多阿闍梨次付中印度國三藏釈迦種善無畏梵云輪婆迦羅僧詞。三藏學究五明教

閑三藏五天芸業無不備能。斛飯王五十二代之孫也。捨襲王位。

出家入道。開元七年從西國。將大毘盧遮梵夾經等來至此國。玄宗皇帝禮為國師。

(『大正新脩大藏經』卷五十一、No.2081)

右所ニ堅封一如レ件

このように、波線部分をみると、明らかに『略記』の注の引用箇所

と一致しているのである。

そこで問題となつてくるのは、『略叙伝大毘盧舍那成仏神変加持經大教相承伝法次第記』とはどのような性格を有する書であったのかということであるが、この書は、鎌倉初期に成ったかと推測される『秘相承集』の中に、次のような形でその書名を見出すことができるるのである。

堅封目録一首

理界

大日經一卷

攝大灌頂儀軌

相承伝法次第記一卷

智界

金剛峯樓閣瑜伽瑜祇經

一切時処成仏儀軌

五祕密修行儀軌一卷

相承伝一卷

圓滿界

妙成就經儀軌 善無畏

清淨毘盧遮那別行經

尊勝破地獄軌一卷

相承妙見法一卷

釈家

抄記一卷

理趣釈一卷

以此秘篋錄在レ之

(『続天台宗全書』密教3、春秋社、平成2年)

ここには、円仁の弟子安惠によって堅封された經典・儀軌の目録が挙げられているが、その目録の理界（胎藏界）の項に「相承伝法次第記一卷」を見出すことができる。この「相承伝法次第記」とは、当然「胎藏界相承伝法次第記」（＝「胎藏相承」）のことであり、智界（金剛界）の項にみえる「相承伝」（おそらく「金剛界相承伝法次第記」と併せて、「両部大法相承伝法次第記」として重要視されていたものと考えられる。

この『秘相承集』について、三崎良周氏は、目録に挙げられている經軌は、「智界には『金剛頂大教王經』『略出經』を挙げずして、『瑜祇經』や『時処成仏儀軌』を示し、理界には『大日經』七巻を挙げずして一巻本の『大日經』を示していることなどから、この目録が秘經の目録であることを語っている。」とされ、「台密の伝授の中の最も秘すべきものの要諦を記したものである。」と述べておられる（『続天台宗全書』密教3、解説）。

このように、「胎藏相承」は、台密の伝授の中でも特に秘すべき經軌に該当する書であったのであり、台密修學僧でもかなり認められた僧でなければ聞し得なかつたであろうことがうかがわれるのである。そうすると、このような「胎藏相承」を参酌しながら『略記』の注を付した人物は、決して俗人などではなく、台密修學僧、それ

貞觀五年三月七日

奉教弟子安惠

もかなりその力を認められた高位の僧であつたらしいといふことが推測されてくるように思われる所以である。

(べ) 「慈氏儀軌」

この書が、『慈氏菩薩略修愈誠念誦法』(二卷、唐、善無畏訳、貞觀十一年～開元二十三年～六三七～七三五／成)であることは、既に平田氏が指摘されているとおりである。ただし平田氏は、『靈巖寺和尚請來法門道具等目録』中に書名がみえることを指摘されるのみで、直接この書を見てはおられないようである。

『慈氏菩薩略修愈誠念誦法』には、卷末に偈文の形で善無畏の事蹟が記されており、『略記』が引用したのは次の部分であつた。

中天三藏善無畏  
甘露飯王釈苗胤  
(孫)  
五十五殊十三臨  
任持烏駄<sub>(折)</sub>イ王  
(十八捨位讓於兄度那蘭陀脫塵勞)  
多聞博學七百數  
誦持一百五十藏

(『大正新脩大藏經』卷二十、No.1141、底本・享保年間

刊豊山大学蔵本、( ) 内・寛治六年写東寺三密藏本)

そこで、この『慈氏菩薩略修愈誠念誦法』がどのような性格の書であつたのか、ということであるが、『仏書解説大辭典』によれば、「金胎合軌、弥勒法。弥勒菩薩及び大日如来は本来不二一体なれば、此の念誦法に隨ひて愈誠(Yoga)を修すれば悉地疑無き事を明す。」といふことである。つまり、この念誦法に隨ひて、仏との一体化をはかる修行を行うことにより、密教の完成境地が得られることが説かれているのであり、この『慈氏菩薩略修愈誠念誦法』は密教修学のための書であつたことが知られるのである。このような書

を座右に置きながら注を施した人物は、やはり密教修学に深く関わっていた僧と考えざるを得ないのではないかと思う。

また、善無畏の入朝と善無畏の伝記類における記述の相違について、あれだけ綿密な考証を行つてゐるということからは、撰者の善無畏に対する並々ならぬ関心の高さをうかがうことができるのであるが、それは、善無畏が両部(金剛界・胎藏界)のうち、とりわけ胎藏界の師資相承において極めて重要な位置を占める僧であつたらにはかならないであろう。

次に、『略記』貞觀十九年閏二月十七日条に次のような記事を見出すことができる。

延暦寺僧伝燈大法師位濟詮。伝燈滿位安然。玄昭。觀漢等四人。給<sub>二</sub>伝食駅馬。令<sub>一</sub>向<sub>二</sub>太宰府。緣<sub>二</sub>濟詮等求法入唐<sub>一</sub>也。  
安然和尚對受記云。安然以<sub>二</sub>貞觀十八年<sub>一</sub>月<sub>二</sub>有<sub>二</sub>入唐事<sub>一</sub>私<sub>二</sub>云。若貞觀十九年歟。

延暦寺僧濟詮等四人が、入唐求法のために太宰府に赴いたことを記し、安然についてだけ、注においてその入唐年について考証を行つてゐるが、ここで参考された「安然和尚對受記」とは、安然の『胎藏界大法對受記』のことであり、その巻頭には、

安然以<sub>二</sub>貞觀十八年二月<sub>一</sub>有<sub>二</sub>入唐事<sub>一</sub>初從<sub>二</sub>道海大德<sub>一</sub>對<sub>二</sub>受玄法<sub>一</sub>寺法全和上兩卷儀軌<sub>一</sub>。

(『大正新脩大藏經』卷七十五、No.2390)

と記され、『略記』と同文を見出すことができる。

ところで、『胎藏界大法對受記』であるが、この書は、『仏書解説大辭典』によると、「本書は金対受記・蘇対受記と合して三部大法秘印等の秘伝口決集であるとされてゐる。故に三部大法を修せん

と欲せば必ず対受記及び具支灌頂・持誦不同等を熟読しなければ台密の現行修法は知られない。」ということであり、金剛界・蘇悉地法の対受記と合わせ、台密修学のためには必須の書であったことがうかがわれる所以である。このような書を参照していた人物は、やはり台密修学僧であった可能性が高いであろう。

また、安然は五大院先徳・阿覚大師と称せられ、円仁・円珍の後をうけて、天台密教事相を集大成した比叡山の大学匠である。安然の入唐年についてのみ考証を行つていていることからは、撰者の安然に寄せる関心の高さをうかがうことができるようと思われる所以である。

### おわりに

以上、「略記」に引用されているいくつかの仏教書の性格から『略記』の撰者像を考えてきたが、『略記』が文人貴族の手によって成ったとは到底考え難く、天台密教修学に深く関わっていた僧によつて撰されたとみてほぼ間違いないだろうと思う。特に注を付した人物は天台密教修学僧であったであろうと思われる。このことは、『法然上人絵伝（四十八巻伝）』に「顯密の碩才なりき」と記される皇円像とも重なつてくるように思われる。がしかし、前述したように、確実な史料を見出すことができない現在にあっては、皇円を『略記』撰者と断定することは留保せざるを得ない。

ところで、今まで『略記』の撰者像を探る手掛りとして取り上げてきた仏教書は、すべて割注の中に引用されているものであった。そうすると、当然のこととして、割注は本文と同時期に成ったもの

であるのが、それとも本文成立後、後人の手によつて付加されたものであるのか、ということが問題となつてこよう。そこで、最後に『略記』割注の性格について触れておこうと思う。

『略記』の割注を見ていくと、他の文献から本文を引用した際に、引用本文中の語句について説明を加えるために施された注と、引用本文の内容における不審について、種々の文献を参照しながら考証を行う注、という二種類の注があることに気が付く。そして、後者の注の場合、多くは「私云」として、注を施した人物自身の考えが提示されており、本稿で扱つた仏教書も、このような「私云」とする注の中に見出されたものであった。更に、「私云」とする二十四箇条の割注の中には次のような注が存在している。

○白雉二年六月条「私云。……具在下第五卷。……」

○文武天皇三年五月丁丑日条「已上異記。私云。……具如下文書記。<sup>廿四</sup>」

○文武天皇五年正月条「已上出<sup>二</sup>本伝文。私云。……上文云。……。下文云。……。上下乖違。……。已上私詞。」

○靈龜三年（養老元年）条「私云。……但勘<sup>三</sup>下文。……。」

このように、注を施した人物は、明らかに後出の記事を見ており、それをも参照しながら考証を行つてゐるのである。このことは、「私云」という割注が、本文成立後、本文撰述者とは異なる人物によつて付されていった可能性の高いことを示してゐるといえよう。それでは、『略記』の注はいつの時点において付されたものなのであらうか。この点について、平田氏は、本文撰述と同時期に同一人物の手によつて付されたと考えておられるようであり、堀越氏は、鎌倉時代の筆写にかかる真福寺所蔵本・小川広巳氏所蔵本に同様の

注が存すること、また古写本である高野山本、抄本である天理大学図書館所蔵金勝院本にも注が存することから、これらの注は本来的なものとみて差し支えないだろうとして、監修者的立場の人物によつて施されたとされている。<sup>(10)</sup>（なお最古写本である古代学協会所蔵本へ卷二十のみの零本。文暦三年以前の写かくにおいてもやはり「私云」という割注が存している）。

このように、現存古写本に同様の割注が存していることは、『略記』の割注が本来的に存していたことの可能性が高いことを示しているように思われる。おそらく、『略記』の注は、本文撰述の後、監修者的立場の人物（天台密教修学僧）が最後に本文全体の勘案を行い、その際不審点等に注を施していくたのではなかつたろうか。いずれにせよ、『略記』編纂に比叡山の天台密教修学僧が中心的存 在として大きく関わつていたことは確かであろうと思う。

## 注

- (1) 平田俊春氏『私撰国史の批判的研究』(国書刊行会、昭和57年)。以下、平田氏論の引用はすべてこの書によつた。
- (2) 堀越光信氏『扶桑略記』皇円撰述説に関する疑問』(『国書逸文研究』14号、昭和59年12月)
- (3) A、堀越光信氏『扶桑略記』撰者考』(『皇學館論叢』十七—6、昭和59年12月)
- B、同氏『扶桑略記』註記・裏書・加筆者管見』(『皇學館大学史料編纂所報』74号、昭和59年12月)
- C、同氏『扶桑略記』の成立年代と編纂目的』(『皇學館論叢』十八—12、昭和60年4月)
- (4) 主として注(2)の堀越氏論によつて整理したものである。

(5) なお、この点については、高橋伸幸氏より、皇円の長兄資隆は少納言であるので、当然外記日記を自由に閲覧するとのできる立場にあつたわけであり、こちらのルートから皇円が外記日記の記事を知ることは充分可能であり、堀越氏の挙げられるこの問題点が必ずしも皇円撰を否定することの決定的な根拠とはなり得ないとご教示をいただいた。

## (6)

注(3)  
(7) 注(1)、二二一—二二六頁。なお、氏が挙げられる十六箇条に次の三箇条を付け加えることができる。

## (『本朝文粹』)

## (卷七) 奉菅右相府書 善相公

昌泰三年十月十一日、善相公奉  
菅丞相書〔其詞曰。……〕

(卷七) 為出雲權守藤原隆家請  
帰京状 高一品

長徳二年十月七日、前中納言從三位行出雲權守藤原隆家卿獻  
上申文〔其詞曰。……〕

(卷十三) 村上天皇御筆法華經供  
養講說日問者表白文

## 前中書王

昌泰三年正月四日、皇帝奉為母  
儀故太皇太后供養御筆法華  
經……(中略)……問者表白文。  
小倉親王作。……已上」

(8) 注(1)、二二六—二二七頁。なお、『本朝文粹』にみえない漢詩文として、平田氏が挙げられる九箇条に、次の四箇条を付け加えることができる。

- 昌泰一年十月二十四日「今上奉答法皇御書。紀中納言。長谷雄作。……上」
- 長元三年八月二十一日「上東門院供養東北院願文曰。……上」
- 治暦元年九月二十五日(宮中八講問者表白)「阿闍梨惟尊表白。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」
- 延久二年十二月二十六日「供養印示寺。……御願文云。……上」

ところで、『略記』に引かれる『本朝文粹』にみえない漢詩文の中に

は、いくつかの願文・表白を見出しができる。平安・鎌倉期において、多くの願文・表白が作成されたことは、小峯和明・山崎誠氏編「平安鎌倉期・願文表白年表稿」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』第十一号、平成2年3月)によつて知ることができる。この「年表稿」は、願文集・表白集など個々の作品を集成したテキストに限定して、その中に見出せる願文・表白を年代順に配列したものであり、願文・表白を検索するための至便な手引きとなつてゐる。今後、古記録・貴族日記も調査の対象としていくことであるので、更に多くの願文・表白が採集されていくことになると思われる。なお、『略記』の記事について、この「年表稿」と関連することを挙げておくと、寛弘七年三月十八日条にみえる「〔一卷〕天皇供養東北院」の願文金色七仏藥師像。并千部法花經」の「御願文」(作者大江匡衡)と、長元三年八月二十一日条にみえる「上東門院供養東北院」の願文を、この「年表稿」に付け加えることができるであろう。また、「年表稿」治暦元年九月二十五日「宮中八講問者表白」は、『天台霞標』に載せられてゐることが指摘され、作者未詳となつてゐるが、『略記』には、「阿闍梨惟尊表白」として全文引用されており、「年表稿」延久二年十二月二十六日「供養円宗寺願文」も『略記』同日条に全文引用されている。おそらく『略記』は、現在散佚してしまつてゐる願文集・表白集を材料としていたのであろう。

(9) 大曾根章介氏のご教示による。

(10) 注(3)―B。

(11) 『略記』が比叡山内で成立したと考えられることについては、平田氏が、『略記』には『伝教大師伝』が多く引用されていると、また『慈覚大師伝』『智証大師伝』『尊意贈僧正伝』『慈慧大師伝』『相応和尚伝』等の比叡山の座主や高僧の伝が多く引用されていることを指摘して、「この編者が叡山の僧侶であったことを示すものである」と述べておられる。

〔付記〕 本稿は、説話文学会平成三年度大会(平成三年六月二十三日、於昭和女子大学)における口頭発表をもとに原稿化したものである。当日、会場においてご教示賜つた高橋伸幸先生はじめ諸先生方、また『本朝文粹』と『略記』の共通詩文における作者名の相違の意味するところについてご教示賜つた大曾根章介先生に、記して深謝申し上げる次第である。